

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令概要

平成 25 年金商法等改正により、社債、株式等の振替に関する法律が改正され、投資信託受益権及び新投資口予約権について、特別口座の開設が可能とされた。これらの特別口座の開設を、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に追加することとする。